

北名古屋市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和7年1月17日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 井 上 一 男

6 北 環 第 6 0 7 号

令和6年12月20日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年12月5日付け6北監第62号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜環境課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

委託契約を締結するにあたり作成する文書の一部において、内容が不明確となっているものがあった。

(2) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、随契理由及び支払方法等の記載を明確にするとともに実績報告を起案する際は、起案日に注意します。

(2) 指摘事項については、旅行命令簿（出張伺）の作成漏れがないよう是正します。

3 【監査委員意見】

事後調定とすることができる歳入は、その性質上事前調定できない歳入に限られることから、事前調定できる歳入については事前調定を行い、事後調定とすることができる歳入と区別して取り扱う方法を検討されたい。

4 【措置状況】

令和7年度より事前調定できる歳入と事後調定となる歳入を区分けして調定管理を行います。